

# 平成30年度 第3回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年8月8日(水) 10時00分～ 10時50分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎 2階応接室
- 3 議 案 熊本都市計画地区計画(益城町広崎)の決定(益城町決定)について
- 4 出席委員 益城町議会議長 稲田 忠則  
" 建設経済常任委員会委員長 荒牧 昭博  
" 総務常任委員会委員長 坂田 みはる  
" 福祉常任委員会委員長 松本 昭一  
益城町商工会会長 住永 金司  
益城町農業委員会会長 岩村 久雄  
益城町区長会会長 橋場 紀仁  
益城町婦人会会長 冨田 セツコ
- 5 出席職員 町長 西村 博則  
都市建設課長 荒木 栄一  
" 都市計画係長 森川 孝広  
" " 主査 丸山 伸二  
復興整備課長 坂本 忠一  
" 審議員 米満 博海  
" まちづくり推進室主事 千代田 卓
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 1名(一般)  
2名(新聞等2社)

## 【 開 会 】

事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、只今より「平成 30 年度第 3 回都市計画審議会」をはじめさせていただきます。進行を務めます都市建設課の丸山と申します。よろしくお願ひいたします。本日は厳しい残暑の中、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、着座にて進行させていただきます。

なお、本日の都市計画審議会は、「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」に基づき公開となります。傍聴人及び報道機関の皆様におかれましては、受付で配布させていただきました「傍聴にあたっての留意事項」をご確認いただき、会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。また、会議の撮影や録音は、町長挨拶までとさせていただきます。委員の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします。

次に定足数についてご報告します。本日、委員の皆様の出席は 7 名であり 2 分の 1 の定足数に達しております。よって、益城町都市計画審議会条例第 6 条 2 項の規定により、今回の審議会は有効に成立していることをご報告します。また、橋場委員におかれましては所要により少し遅れるということで報告をいただいております。

それでは次第に従いまして、益城町都市計画審議会稲田会長よりご挨拶をお願いいたします。

稲田会長 皆様おはようございます。本日は、都市計画審議会開催に際しまして、委員の皆様には大変ご多忙なところを、ご出席いただきましてありがとうございます。本日審議していただきます議案につきましては、皆様のお手元にありますとおり、議案「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」について審議していただくわけではございますが、皆様の忌憚のないご意見を出していただきますようよろしくお願い申し上げます。今後とも益城町の復興と秩序あるまちづくりのためご協力、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして西村町長よりご挨拶申し上げます。

西村町長 皆様おはようございます。本日は、大変お忙しい中、益城町都市計画審議会にご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。また、数多

くの町の復旧復興業務ならびに都市計画事業に関しまして、ご理解とご支援をいただいていることに関しまして御礼を申し上げます。少しずつ益城町は復旧復興が進んでおります。田原地区において災害公営住宅の建設が始まり、5月には第五保育所の安全祈願祭が行われ、また9月には益城町総合体育館の安全祈願祭も行われる予定であり、復旧復興が少しずつ進んでいるかと思えます。益城町にとっては少し明るい話題が出ており、13時から東海大星翔の試合がありますが、捕手が馬水出身、内野手が小池秋永出身であり、非常に明るい話題が出ているところであります。

さて、本日は、「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」に関する審議をお願いするものです。この地区計画は、広崎地区のまちづくり協議会から提案をいただいた道路の拡幅や、既存の町道を地区施設に位置付け、その将来像に向かって計画的に整備を誘導していくものになります。「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現に向け、これからも復旧復興事業にスピード感を持って全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。委員の皆様におかれましては、今回示しております案件につきまして、十分ご審議いただきますようお願い申し上げます。併せまして、今後も引き続き、町復興に向けた取り組みに対しまして、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局      ありがとうございます。西村町長は他業務執行のため、これで退席させていただきます。

#### 【西村町長退出】

冒頭にお話ししましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、

1. 本日の進行を記した次第、益城町都市計画審議会委員名簿、及び本日の座席表を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
2. 本日の審議案件となります「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」の都市計画の図書案に関する資料を取りまとめ

たホチキス止めの資料が1部

3. この都市計画の案の縦覧時に、住民若しくは利害関係人から提出された「意見書の要旨及び益城町の見解」に関する資料を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
4. そして、本日の審議会での説明資料としまして、パワーポイントの印刷物が1部
5. 最後に受付で傍聴の皆さんにお配りしている「傍聴にあたっての留意事項」が1枚

以上、5種類の資料を配布させていただいております。不足がありましたら、お申し出ください。

事務局 続きまして次第4番の審議に移りたいと思います。

益城町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、稲田会長に議事を進めていただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

稲田議長 それではこれより審議に入ります。本審議会におきましては、十分にご審議いただきたいと思いますので、議事の進行にご協力お願いいたします。つきましては、事務局に申し上げます。審議事項の説明および答弁は、簡潔かつ要領よくお願いします。

それでは審議事項に入りたいと思います。「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」について、事業担当課である復興整備課より説明をお願いします。

#### 【議案説明】

千代田主査 皆様おはようございます。広崎地区のまちづくり協議会を担当しております千代田と申します。それでは着座にて説明させていただきます。

広崎地区における地区計画の策定についてです。まず説明内容をご案内いたします。「地区計画について」「まちづくり協議会について」「今後の進め方について」となっております。

まずは、地区計画の位置付けについてです。都市計画制度の構造というものがあまして、益城町は昭和46年に熊本都市計画区域に入っております。そのなかで市街化区域・市街化調整区域の2つに分かれており、

市街化区域では用途地域が張られています。さらに用途地域の中には都市施設という幹線道路や大きな公園が位置付けられています。中央公園や潮井公園が都市施設の公園になります。そして、一番表面に出てくるのが地区計画というものです。大きな道路ではなく地区の方々が使う道路に関して拡幅の提案をいただいたり、地区の方々が使う公園や避難地の提案をいただいたりするものです。

地区計画とは都市計画法第12条の四、五に定められた計画の一つで、小規模な地区を対象として、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携し、地区のルールを決め、良好なまちづくりを行っていくものです。益城町では、これまでに市街化調整区域の宅地造成等で制度活用をしており、今回は市街化区域で地区計画の策定を行うということになります。

地区計画策定においてできることは、①地区計画内の道路や公園等を地区施設に位置付けたうえで整備を行うことができる。②建築物の用途、高さ、色彩など住民目線でルールを決めることが可能である。例えば、自分の家の横に赤白のストライプの家が建ちそうという時に、建築物の色彩で過剰な色の制限を定めておくことで建築をストップできるのが一つの例になります。

次に地区計画の特徴についてです。特徴として一つ目に、計画策定の段階から地域住民の方、今回であればまちづくり協議会の意見を十分に聞いて意向を反映することを義務付けていることです。二つ目に地区レベルの総合的かつ詳細な計画制度であるということです。地区を単位として公共施設、建築物、土地利用に関する事項を一体的かつ総合的に一つの詳細な計画として定めることができます。三つ目に計画内容の自由度です。多様な市街地にきめ細かく対応するために、地区計画として定める内容や実現するための規制手段を、地区の状況に応じて選択できるメニュー方式になっています。先ほどの説明のとおり、今回の場合は「地区施設の指定のみ」を行います。それ以外でも建築物の高さや建ぺい率、容積率の指定もできます。これも地域の状況や実情、まちづくりの熟度に合わせて計画を定めることができます。

次に地区計画制度を活用するメリット・デメリットについてです。メ

リットとして、地区の住民が利用する身近な道路や公園等を計画的に誘導することができるということがあります。あらかじめ地区計画に意見を入れていくことで、将来像を把握でき、皆で一緒に地区計画を誘導していくことができます。他には、建築規制のルールを、地区の実情に応じて詳細に決めることができるというメリットもあります。

#### 【橋場委員出席】

現在は4 m道路に接道していないと建築物が建てられないので、中心後退をして2 m引くように建築確認で指導がありますが、4 mでは地域的には足りない、救急車や消防車が入ってこられないので、6 mにしようという中心後退のルール決めも、地区計画の中で地区の実情に応じて決めることができます。他には、地区の将来像を共有することができるということであり、これが一番大きなメリットなのではないかと思います。地元から発案されたものを、町で受け取り、地区計画に載せて、先に住民に説明するという流れで、「今すぐではなく将来にわたって整備していきます」ということをお伝えすることができ、地区の将来像を把握することができます。

次にデメリットについてですが、建築行為等において届出が必要になります。あくまで許可制ではないのですが、建築確認の際に都市計画法が地区計画を張るにあたって適用されるので、町の都市計画係に建築確認と同時に届出を行っていただく必要があります、ここがデメリットになるかと思われます。

次に地区計画策定の流れです。はじめに地区のまちづくりについて話し合いを行います。これは住民の方々が行う話し合いであり、主に道路の改良や公園の配置についてなどです。この話がまとまり次第、町に提案をしてもらい、町から回答を行います。町ではまちづくり専門委員会を開催しており、そちらで審議をし、ある程度事業個所を決め地域の方にお返しをします。返したのち、事業個所が確定した後、原案の作成をし、地区計画の策定の手続きに入ります。今回広崎に関しては5月27日に地区計画策定のための説明会を行い、原案の公告縦覧と、案の公告縦覧を合計5週間行いました。本日の都市計画審議会では地区計画が策定されましたら、今回の提案で上がってきている道路の事業を開始していく

という流れになります。

続いてまちづくり協議会とはどのような組織なのかについてです。まちづくり協議会とは、一般的には「住みよいまちづくりの検討」や「地元と行政との橋渡し」などを目的としており、地域の皆さんが自分たちで町にまちづくりを提案する仕組みになっています。町はまちづくり協議会を認定し、活動にかかる各種支援を行います。また、道路や公園の検討については専門的な知識が必要となるため、まちづくりの専門家であるコンサルを派遣し、各種アドバイスをを行うなど、技術的な面でサポートをしています。これらの体制の下で、様々な検討を行い、その結果をまちづくり提案書として町へ提出します。提出を受け、町は提案内容を十分に尊重しつつ、必要性や優先順位などの視点で精査したうえで、提案された事項の事業化に着手します。広崎地区まちづくり協議会の役員構成は、会長が広崎2町内の区長、その下に1、3～5の区長となっております。部会としては老人会、子ども会、消防部会、農業部会の方々が入り活動されています。

広崎地区のまちづくり協議会の歩みですが、平成29年の2月に区長説明会を開催し、まちづくり協議会の必要性等について説明を行いました。各種団体長との協議後、設立の準備を行い、平成29年の11月に設立総会が行われています。設立については「広崎まち協だより」等でお知らせを皆さまに行っております。これらをもとにして、平成30年4月にまちづくり協議会提案書を提出いただき、同年5月に専門委員会で承認を受け、地区計画の策定という形で手続きを開始しております。「まち協だより」は地元にはらっしゃる方には全戸配布、地区から出られ、現在みなし仮設の方などには郵送で送らせていただき、できる限り皆様の目につくような形で連絡は行っています。

次に広崎地区のまちづくり協議会から提案があった箇所についてです。赤枠で囲んでいるエリアが地区計画策定区域となります。広崎1町内区域をすべて囲うような形になっております。水色のラインについては広崎1町内にある町道になります。この規模の地域にこれだけしか町道がないというのは少ない場所になります。地区施設には、地区計画内の水色のラインの町道をすべて位置付け、①まち協から提案があった場所は

町道ではないが行き止まり道路で少し狭い箇所があるので6 mに拡幅してほしい、②風雅巻きさんに抜ける道が3～4 mと細いので6 mに拡幅してほしい、③広崎公園から秋津川に抜ける道を6 mにしてほしい、という要望が上がってきています。町道に加え提案があった道路については6 m幅員の道路として地区施設に位置付け、整備が始まる際には周辺住民に連絡を行います。今回はあくまで、将来にわたってこの道路を6 mにするという計画の策定になります。

今回の地区計画で定めることは、地区計画の範囲（広崎1町内）と必要な道路（要望箇所）を地区施設として位置付けるということになります。まちづくり協議会より提案があった箇所と1町内の町道について地区施設として位置付けをします。町道についてはすでにある場所なので特段新たな制限をかけることはありません。提案のあった道路については、提案をいただいた幅員6 m道路として地区施設に位置付けたうえで今後整備を行っていきます。中心後退以上の拡幅部分については町で用地買収等を行い進めていく予定です。

用地買収の範囲イメージについてですが、道路中心から2 m部分まで、幅員4 mまでは寄附していただく形になります。図でいうと青までは寄附をしていただき、それ以上の後退については買収を行っていくということです。また、買収のみではなく、ブロック塀、植栽等があった場合については補償の鑑定も行っています。現在、広崎地区については公園・避難地についての提案は上がっておりませんが公園用地については一筆での買収を基本としていきます。あくまで一例なので個別に相談させていただきながら進めていくような流れになっています。

今後の地区計画策定の流れは、本日の都市計画審議会で諮問をさせていただき、その後都市計画決定という流れになっていきます。本日が、これまで原案の説明、意見書の受付、案の作成、事前協議、案の縦覧、意見書の受付を2週間行った後の都市計画審議会ということになります。これで地区計画のご説明については終了いたしますが、意見書の受付を2回行っておりその中で意見がいくつか出ています。

内容としては、町道小峰広崎線の拡幅をすると、事故の懸念があるということで交通事故の防止策を検討していただきたいという意見。この

件については事故防止策についてカラー舗装など地域と話し合いを行いながら今後進めていきます。2点目として、行き止まり道路の拡幅について、付近の道路と通り抜けできるようにしてもらいたいという意見。こちらについては今すでに指摘道路をまちづくり協議会の方で西側に抜けられないだろうかということで、地権者にも話を進めてもらっており、将来的には西側の道路につなげ、北と南に抜けられるようにならないかということで地元のなかで話を進めています。3点目として、広崎1町内に公園がないので検討してもらえないかという意見。こちらについてはまち協で検討中ですが、畑等もあるので公園にできないかということで地権者さんにあたってもらっています。次に、秋津川の液状化対策について現在復旧工事中の堤防道路の液状化対策をしてほしいという意見。こちらについては、秋津川沿いの堤防道路は熊本県で災害復旧工事をされていることで県に意見を聞きました。「原形復旧ということにはなるが、壊れた道路と違って、現在の基準で作直すのでそんなに壊れやすい道路はできない」とのことです。次に、県道の拡幅等でこれまでの交通の流れと変化が想定されるため、地域別でなく全体を考えた道路交通網の整備を進めていただきたいという意見についてですが、町の見解は、道路交通ネットワークとして町内幹線道路の整備を進めていくことになっており、地域内道路も他地域と接続する部分については、各地域のまち協に話をおろし、検討を進めていただけるように考えています。また、県道熊本高森線4車線化事業に係る沿道の利活用に関してまち協に話を伺いに行くということで進めており、各まち協ごとに出てくる道路として、安永、馬水、惣領、福富、広崎とつながりがある道路になりますので各まち協で調整しながら進めていくような形になります。以上が今回出た意見に対する町の見解ということになります。それでは説明を終わらせていただきます。

稲田議長 只今事務局から議案「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」について説明がありました。説明についてまとめますと、広崎地区住民の皆様がまちづくり協議会で現状の問題点と解決策を考え町に提案をされており、その提案をもとに町が都市計画に地区計画の地区計画施設として位置付けをし、今後事業を進めていく中で地権者への説

明を再度行いながら、整備を行うとのことでした。

これらを踏まえ、事務局からは益城町広崎の地区計画を都市計画決定したいという提案でありました。

#### 【質疑応答】

稲田議長　それでは只今から、ご審議をいただきたいと思います。事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

杉本委員　はじめに、各地区で運営されておりますまちづくり協議会は、私たち議員と同様に、地元住民の方々のまちづくりに関する意見や要望を受け止め、町へ意見を伝える役割を担っていると考えています。本日の審議事項は、そのまちづくり協議会からの提案をもとに町が作成した計画になりますので、本当に地元に必要な計画であると認識しています。一方、地元住民からの意見書に、交通状況を考慮すると他の道路の整備も必要であるとの意見や、行き止まり道路を拡幅するだけでなく通過交通できる道路を整備する必要がある、等の意見がありました。これらの意見も町の掲げる復興計画の住民の命を守る災害に強いまちを実現していくため必要な意見だと思います。町執行部はこの意見に対し、どのような対応方針を考えているか質問いたします。

稲田議長　杉本委員より質問という形で発言がございました。事務局よりこれにつきまして回答をお願いいたします。

坂本課長　町の復興整備課の坂本でございます。ただいまの杉本委員からのご意見ご質問にお答えさせていただきたいと思います。地区計画でご提案をいただいている今回の広崎地区の道路に関しましては、熊本地震の当初、ブロック塀が倒れたり、家が倒壊したりして、通れなくなっている道路ではないかと認識しています。こういう現象というのは益城町全域で起こっておりまして、特に安永地区の県道の南側において顕著でございます。人命救助など様々な復旧活動の妨げになったというような事実がございます。広崎地区においては、こういう場所が地震で不便を被ったということで、ご提案をいただいたと考えております。現在幅員4m以下の道路もございますので、幅員6mでお願いしたいという要望をいただいております。幅員6mという数字は、復興に関する事業を進める上

では最低6mという数字がございまして、こういう規模感で道路の整備を行っていくということでもあります。復興事業の中ではこのような道路を「避難路」として整備します。また、「避難地」ということで避難所に避難するまでの一時の避難地として整備させていただくわけですが、今回広崎地区から避難路としてこれらの道路が提案されております。今回、地区施設で広崎地区にはこのような道路について必要であるのご提案をいただいておりますが、只今のご質問の中で大きく二点、道路網の整備も必要ではないかという意見、行き止まり道路の拡幅も必要ではないかという意見あると受け止めております。当然交通状況を考慮したうえで、道路ができた暁には、事故への懸念が生まれるということがございますので、町の見解にありますように安全施設を設置するというのも必要なのではないのかと思います。それから、他の道路の整備ということにつきましては、広崎地区だけを整備したのでは、広域的な避難所という意味合いにおいてはまだ不完全ではないかと考えております。各地区のまち協からいただく提案をまとめ道路網については考えていきたいと思っております。それから、行き止まり道路を拡幅するだけでなく他の道路につなげる必要があるのではということですが、これは図面で言うと1番が行き止まりになり、これをつなげてはどうか、より良い避難路になるのではというご意見だったかと思っております。こちらについては地元の方で検討がなされているので、提案がなされれば地区計画の変更という形になるのではないかと思います。以上になります。

稲田議長 他にご意見ご質問はございませんか。

橋場委員 2つあります。1つ目は、私は馬水南の区長をしておりますが、馬水南では最初に自主防災の組織を立ち上げています。続いて避難地・避難路の整備を考えていくという順番で進めておりますが、東無田や安永はすでに地区の道路を整備される計画があると聞いております。このように地区でそれぞれ防災等を考えながら作っていくものではないかと思っております。もう一つは小さい話にはなりますが、非常にいい計画なので実行するのは必要かと思っておりますが、イメージ図の買収ではないという青い表示は、おそらく寄附ということだと思います。安永でも3mを5mに広げるときには寄附をしてもらうが、その場合今までの役場の手法といい

ますか、登記をして所有権を移転して寄附をしてくれというのが基本だと思いますが、こういう災害の場合にはそこを考慮して、役場の方でやってもらえればいいかと思ひますし、そうしてもらえと寄附しやすいと思ひます。そのあたりは考慮する必要があると思ひます。

稲田議長　それでは坂本復興整備課長お願いいたします

坂本課長　橋場委員のただいまのご質問2点あったかと思ひます。1点目はこういう進め方をしたいということで自主防災組織を作ろうということで、他の地区でも自主防災組織を作って避難訓練をするといった非常時の対応について検討されている実態はございます。2点目のイメージ図の着色部分についてですが、4m以内の部分については、地震前は分筆について同意があれば舗装をするという意見がありました。分筆についてはうちの方ではできないということでありましたが、今回は一つの路線として道路を4mで整備するという上で、分筆については、町で測量させていただいて分筆するというように考えております。

稲田議長　他にご意見、ご質問等はございますか。

坂本課長　追加でお答えいたします。ただいまの分筆の件の続きですが、馬水南におきましては、まだまち協も立ち上がっておりませんし、一つの路線として提案をしていただき、避難路という位置付けをしていただければ町で予算措置ができるのではないかと考えております。

稲田議長　ありがとうございました。

富田委員　広崎1町内の地域の皆様がこういう計画ということで町に提案があったわけであり、今回は広崎1町内の道路拡張のみだと思ひますが、福富などのまち協では、道路をこうしたいという提案はないのでしょうか。

千代田主査　福富地区も地区計画の手続きを進めておりまして、前回のまち協ニュースでお知らせしたと思ひますが、8月5日に地区計画策定の説明会を町保健福祉センターでさせていただいております。広崎地区と同様に福富も進めていきます。

富田委員　たとえば自分たちの部落に関しては、役員会でも老人たちの会合のようになってるが、まちづくりの提案でも広崎1町内のように皆で集まって皆で賛成して、橋場さんの意見のように道路の拡張4mまでは無償で提供するという話も何もない。部落に聞けば、公園の予定地の地権者

は「計画について、聞いたことがなく、だれがそういうことを決めたのか」という状況であり、その一方で、これら計画の話は役員のみで進んでいっているのです、説明会等を開催し全体に説明が必要だと思えます。広崎1町内では都市計画審議会に話が出るくらい、皆様との話し合いが進んでいるのだろうと思えます。

米満審議員 私からお答えいたします。福富もまちづくり協議会がありまして、各地権者にはまち協便りを福富の皆様にもお配りしており、周知はしていると理解しています。全家庭に直接郵送しておりますし、まちづくり協議会の設立に向けた会議でも、まちづくり協議会の設置というものは地域の大部分の方々が認めているものとするというところで発足しているところですので、まちづくり協議会については理解されているということではないかと思えます。広崎地区も平成29年2月に発足しておりますので、1年がかりで提案書を作って町に提案されているということになります。

富田委員 地域の皆さんの協力団結が必要ということですかね。

米満審議員 そうということになります。

橋場委員 今の意見で重要なことを言われたと思えます。馬水を例にすると第1回のまち協の会合を行い、メンバーを組む中で婦人会とPTAも入れて意見を取り入れています。意見はたくさんの方から取り入れるべきだと思いますし、まちづくりとして大事ではないかと思えます。そのようなメンバーも取り入れたほうが良いと思えます。

住永委員 登記は町ですということだと思えますが、経験上開発をするとき、セットバックして家を建てられているが、残った土地を登記しなかったため、隣接地を開発するとき、印鑑をやらないといわれたことがあります。登記をしておかないと後から困ることになります。家を建てるためにひいて建てて、ブロック塀の元の根が残っていたため、最後まで印鑑をくれなかったということがあるので、必ず登記をしていただくようお願いします。

稲田議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

本日は皆様方からの貴重なご意見ありがとうございました。

それでは「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」

につきまして原案のとおりでよろしいでしょうか

**【異議なしの声】**

異議がないようですので、議案の「熊本都市計画地区計画（益城町広崎）の決定（益城町決定）」につきまして、原案のとおり可決いたしますのでよろしくお願いいたします。

**【その他報告事項】**

稲田議長　それでは最後に、次第5「その他」とありますので、事務局から何かありましたらよろしくお願いいたします。

事務局　ご報告をさせていただきます。8月5日に福富地区について、都市計画法に基づく住民説明会を行いました。このまちづくり協議会の提案に基づく、被災市街地における地区計画（益城町福富）の決定につきましても今後は進めていくこととなりますので、その際はまた都市計画決定ということとなりますので、また再度、審議会の日程を調整させていただいたうえでご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

稲田議長　それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました内容はすべて終了いたしました。本日、議決しました事項については、町長に答申いたします。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、議事の進行を事務局にお返しいたします。

事務局　稲田会長におかれましては、議事の進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても審議ありがとうございました。ただいま、益城町広崎地区計画に対しまして答申をいただいたところでございます。また、整備予定の道路については、地元広崎のまちづくり協議会からご提案をいただいている道路となりますので、早期着手に向けて、都市計画決定手続きを進めるとともに、急ぎ事業を進めてまいりたいと思います。今後も専門的な立場からご指導ご鞭撻をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。